

# 3月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和2年3月26日(木)
開催日時	午後3時00分
開催場所	別館3階 大会議室
出席委員	教育長 三笥 眞治郎 職務代理者 諫 本 憲 司 委員 永 山 眞 江 委 員 木下 靖 郎 委員 奥 平 和 子 委 員 古田 嘉寿美
出席参与	教育次長 河野 徹 教育総務課長 衣笠 雄司 学校教育課長 西胤 英明 社会教育課長 梶原 文人 文化財保護課長 宮本 達美 兼 博物館長 咸宜園教育研究センター長 橋本 隆文 淡窓図書館長 林 純子 兼 世界遺産推進室長 スポーツ振興課長 河津成一郎 学校給食課長 池内 誠治 人権・同和教育課長 伊藤 伸也
書記	教育総務課 総務企画係 主幹(総括) 塚原 美保
附議議案	議案第9号 日田市教育行政実施方針の一部改定について 議案第10号 日田市教育委員会事務委任規則の一部改正について 議案第11号 日田市教育庁組織規則の一部改正について 議案第12号 日田市教育委員会所管事務決裁規則の一部改正について 議案第13号 日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正について 議案第14号 日田市立学校児童生徒通学費補助規程の一部改正について 議案第15号 日田市スクールバスの管理及び運行に関する規則の一部改正について 議案第16号 日田市補助金等交付規則第4条の規定による補助対象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告示の一部改正について 議案第17号 日田市立学校職員の時間外在校等時間の上限に関する方針について 議案第18号 日田市学校運営協議会規則の一部改正について 議案第19号 日田市立学校児童生徒特別支援学級就学援助規程の一部改正について 議案第20号 豆田地区日田祇園山鉾収納庫用地の変更について

	<p>議案第21号 日田市社会教育指導員の委嘱について</p> <p>協議事項 日田市高齢者保健福祉計画策定委員会委員の推薦について</p> <p>報告第6号 令和2年2月期寄附採納について</p> <p>報告第7号 行徳家住宅の休館日の変更について</p> <p>報告第8号 鯛生スポーツセンター利用料金の改定について</p>
--	--

教 育 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから3月の定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>まず、前回議事録の確認でございますが、3月定例教育委員会の議事録について、変更はございませんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>御了解いただきましたら、本会議終了後に署名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、教育長の報告事項ですけれども、一般報告につきましては、お手元に配付しております資料により報告とさせていただきます。</p> <p>それでは、早速議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第9号について、説明をお願いします。</p>
教 育 次 長	<p>議案集の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第9号、日田市教育行政実施方針の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は、上位計画であります、第6次日田市総合計画第2期基本計画の策定に伴いまして、日田市教育行政実施方針との整合性を図るものでございます。別冊にて教育総務課から御説明申し上げます。</p>
教育総務課長	<p>私のほうから具体的な改正内容について御説明を申し上げます。別冊1とその付属資料として、改正案の変更点という資料を御覧ください。</p> <p>今回、上位計画であります総合計画との整合性を図るために変更する指標として9項目がございます。こちらにつきましては、第2期基本計画策定時点の指標設定におきまして教育行政実施方針に掲げております指標との整合性のため、現時点の状況を加味して、下方修正が主でございますけれども、変更しようとするものでございます。</p> <p>また別冊1の1ページには、元号の改正に伴います注記についても改正をさせていただくこととしております。現行では平成表記となっておりますが、指標の見方の関係上、元号の変更を行わず、注記の追加とするものでございます。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>議案第9号についての説明ですが、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>今回は指標の改定のみでございます。また令和2年度の点検評価のときに、それぞれ各担当課のほうから説明を加えさせていた</p>

<p>教 育 次 長</p>	<p>だければとも考えておりますので、よろしいですか。第6次日田市総合計画の第2期基本計画との整合性を図るものということで、目標値が少し変わってる部分がございます。</p> <p>ご質疑がなければ、議案第9号については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第9号、日田市教育行政実施方針の一部改定については、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第10号について説明をお願いします。</p> <p>議案集の2ページをお願いいたします。議案第10号、日田市教育委員会事務委任規則の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は、いじめ防止対策推進法に基づき、日田市立学校いじめ問題調査委員会を新たに設置すること並びに行政不服審査法に基づき、教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁を明確化するため、所要の措置を講ずるものがございます。教育総務課から御説明を申し上げます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>議案集の4ページをお願いいたします。改正理由、内容等を記載しておりますので、こちらで御説明をさせていただきます。</p> <p>改正する部分につきましては、具体的には第2条第12号と、第2条第15号でございます。</p> <p>まず第2条第12号につきましては、2月の定例教育委員会で御審議いただき、また昨日の市議会定例会におきまして議決をいただきました、日田市立学校いじめ問題調査委員会条例に基づきます調査委員会の委員の委嘱について追加を行うための改正でございます。</p> <p>次に第2条第15号の改正につきましては、教育長に委任をしない事務に関します処分に係る審査請求につきましては、教育委員会が審査庁となることを規定上明確化するため、「審査請求」の前に、「教育委員会に対する」の文言を追加するものがございます。</p> <p>この改正は令和2年4月1日からの施行でございます。</p> <p>5ページには、審査請求が出された場合の流れにつきまして、教育委員会が審査庁となる場合、教育長が審査庁となる場合に分けて記載をさせていただいております。以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第10号についての説明について何か御質疑ございませんでしょうか。</p> <p>具体的なことがなかなかわかりにくい部分もあろうかと思いま</p>

<p>諫本教育長 職務代理者</p>	<p>すが。</p> <p>審査請求等においては、「次に掲げる事項を除き」という規定で教育長に委任するので、委任する事務の内容は具体的に表記されていませんが、どのような内容が出て、どちらかには属するというような考え方でいいでしょうか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>いわゆる教育長に事務委任がされたものに対する審査請求につきましては教育長に、それ以外でそもそも教育委員会に権限があるものにつきましては当然、審査庁は教育委員会となり、この委員会にお諮りをするという形になっております。</p> <p>これまでの表記では、なかなかそこが明文化されていないために、全てが教育委員会のほうにというように見えるというところがありまして、この部分につきましては先ほどの4ページの改正理由の(2)に記載をさせていただいておりますが、文部科学省の事務連絡におきまして、「教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分についての審査請求は、教育委員会による教育長への指揮監督権が規定されていないため、教育長が審査請求をすべき行政庁となる」となっております。この解釈は平成30年に示されたところでございます。これ以外につきましては、そもそも教育委員会に属するというところでそれが混同するような規則の書きぶりになっていたため、教育長に委任された事務については審査庁が教育長、教育委員会が権限を持つものについては教育委員会ということで、文言整理をさせていただいたということでございます。</p> <p>5ページの審査請求から裁決までの流れを明確にするための改正ということで御理解いただければと思います。</p>
<p>書記</p>	<p>補足でございますが、一般的に不服申し立てが審査請求ということになりますが、どういった場合かという、御本人にとって不利益な処分をした場合ということが想定されます。事例で言いますと、申請に対して不決定をする場合は本人の不利益になりますので、その不決定通知の中に不服申し立てについては誰に対して、審査請求することができますということを明記する、教示文と言いますけれども、これをつけておりますので、その中に請求先が教育長なのか、教育委員会なのかということを明記させていただくことで、どちらに対して審査請求ができるかということを手相手方にはわかるような形で事務処理していくことになると思います。</p>

教 育 長	<p>よろしいですか。第2条第12号については、いじめ問題が発生したときに、調査委員会を新たに設置し、適切な対応がとれるようにということでの一部改正でもあります。</p> <p>それでは、議案第10号につきましては原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第10号、日田市教育委員会事務事務委任規則の一部改正については原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第11号、それから12号、13号につきましては、関連しますので一括して説明をお願いします。</p>
教 育 次 長	<p>議案集では6ページから12ページまでとなっております。議案第11号から議案第13号までを一括して御説明申し上げます。</p> <p>議案第11号、日田市教育庁組織規則の一部改正について、議案第12号、日田市教育委員会所管事務決裁規則の一部改正について、議案第13号、日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正についてを教育総務課から御説明を申し上げます。</p>
教育総務課長	<p>議案第11号から第13号につきましては、市の組織機構の見直しに伴いまして、人権・同和教育課を人権・部落差別解消教育課と課の名称を改めますことから、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>まず初めに6ページと7ページを御覧ください。議案第11号、日田市教育庁組織規則の一部改正についてでございますが、課の名称変更に伴いまして、右側の改正前の下線部分の人権・同和教育課を左側改正後の下線部分の人権・部落差別解消教育課に改めるものでございます。</p> <p>続きまして8ページをお願いをいたします。議案第12号、日田市教育委員会所管事務決裁規則の一部改正についてでございます。本案につきましても、右側改正前の下線部分の、人権・同和教育課を左側の改正後の下線部分、人権・部落差別解消教育課に改めようとするものでございます。</p> <p>続きまして10ページと11ページを御覧ください。議案第13号、日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正についてでございます。本案も同様に、右側改正前を左側改正後の下線部分、人権・部落差別解消教育課と改めるものでございます。</p> <p>12ページにつきましては、改正前と改正後の教育庁組織図を記載しております。</p> <p>議案第11号から第13号までの規則及び規程の改正につきましては、令和2年4月1日からの施行を予定しております。以上でご</p>

教 育 長	<p>ございます。</p> <p>議案第 11 号から 13 号までについての説明でございました。これについて何か御質疑ございませんでしょうか。</p>
諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者	<p>課の名称変更ということですが、同和教育から部落差別解消教育というふうになってますが、これは何年か前に国のほうで部落差別解消の推進ということが出たことを受けてこういう形をとってるのでしょうか。もう一点、県内各市町村や全国の市町村はどういうふうな動きなのか、もしよければ教えてください。</p>
人権・同和教育課長	<p>ご指摘のとおり、平成 28 年に施行されました「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえて、従来の「同和」という言葉を「部落差別解消」という、より社会変革を目指す、法律の趣旨を明確にするために変更するものでございます。</p> <p>もう 1 点、県内の状況でございますが、まず県の教育委員会については、来年度から人権教育・部落差別解消推進課という名前に変更することになっています。それから臼杵市教育委員会については、部落差別解消推進・人権教育室という名前に変更することによって、県下各市におきましても、法律の趣旨にのっとった名称にして、市民等の啓発を図るという状況でございます。</p>
教 育 長	<p>ほかにごございませんでしょうか。なければ、議案第 11 号から 13 号までは原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第 11 号、日田市教育庁組織規則の一部改正について、議案第 12 号、日田市教育委員会所管事務決裁規則の一部改正について、議案第 13 号、日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正については原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第 14 号及び第 15 号については関連しますので、一括して説明をお願いいたします。</p>
教 育 次 長	<p>議案集の 13 ページから 23 ページでございます。議案第 14 号及び議案第 15 号を一括して説明をいたします。議案第 14 号、日田市立学校児童生徒通学費補助規程の一部改正について、そして議案第 15 号、日田市スクールバスの管理及び運行に関する規則の一部改正についてを教育総務課から御説明を申し上げます。</p>

<p>教育総務課長</p>	<p>議案集の13ページをお願いいたします。議案第14号、日田市立学校児童生徒通学費補助規程の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は市内路線バスの一部廃止並びに通学の実態に合わせまして、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>まず22ページを御覧ください。改正の内容につきましては、2の(1)から(4)に記載しておりますとおり、市内路線バスの一部廃止に伴いまして、三隈中学校及び石井小学校の児童生徒の利用に係る規定の部分を削除、また、小野小学校の復帰に伴いますスクールバス運行開始によります小野小学校部分の規定の削除、また、前津江の柚木地区から通学する学校の統合に伴います、学校名及び乗車バス停の変更を行うものでございます。</p> <p>そのため、14ページから15ページの太枠で囲んでおります部分を削除、それから15ページから20ページまでの改正前の表中下線部分を改正後の表中下線部分に改める改正を行おうとするものでございます。</p> <p>この改正に伴います影響につきましては、22ページの3に記載をしておりますが、現在、三隈中学校及び前津江の柚木地区から通学をする児童生徒はいない状況でございます。そのため、実態としては影響がないと考えております。</p> <p>石井小学校につきましては該当児童が現在1名おりまして、この児童につきましては、路線バス廃止に伴い、スクールタクシーで対応する予定でございます。</p> <p>改正につきましては、令和2年4月1日からの施行でございます。</p> <p>続きまして、23ページをお願いいたします。議案第15号、日田市スクールバスの管理及び運行に関する規則の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は小野小学校の復帰に伴いまして、現在臨時バスを復帰後も3月末まで運行しております。これを本年4月からは正式にスクールバスとして位置付け運行しようとするもので、改正後の部分に下線のとおり、スクールバス対象校として小野小学校を追加しようとするものでございます。以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第14号及び第15号についての説明でございました。これについて何か御質疑ございますでしょうか。よろしければ、議案第14号及び15号については原案のとおり、可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第14号、日田市立学校児童生徒通学費補助規程の一部改正について及び議案第15号、日田市スクールバスの管理及</p>

<p>教 育 次 長</p>	<p>び運行に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第 16 号について説明をお願いします。</p> <p>議案集の 24 ページをお願いいたします。議案第 16 号、日田市補助金等交付規則第 4 条の規定による補助対象補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告示の一部を改正する告示についてでございます。</p> <p>本案は補助金等の交付の実態に合わせ所要の措置を講ずるものでございます。教育総務課から御説明を申し上げます。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>議案集の 29 ページをお願いいたします。市教育委員会から交付しております補助金につきまして、その実態に合わせて改正を行おうとするものでございます。</p> <p>具体的には 2 の改正内容に記載のとおり、今回新たに補助金として告示に追加するものが、①のフェンシング全国大会事業補助金、②の研究事業推進交付金、これは人権・同和教育課の関係でございますけれども、この二つでございます。</p> <p>また逆に今回規則から削除するものが、①の前津江学生生徒定期バス定期券購入費補助金ほか、以下、全部で 8 件でございます。以前に交付されていた事業の廃止によりますもの等で、今回古いものも含めまして整理をさせていただくものでございます。</p> <p>施行の時期につきましては告示の日からを予定しております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第 16 号について何か御質疑ございますでしょうか。</p>
<p>永 山 委 員</p>	<p>2 点お伺いします。一つは進路指導委員会補助金ですが、これは進路指導する先生方の、例えば具体的な研修会ですとか、旅費とかそういうものにあてるような補助金なのか、それとも例えば中学校の育友会で、担当の委員さんたちが高校見学に回ったりとかそういうことがありますが、そういう趣旨のものなのかを教えてください。</p> <p>2 点目ですが、今回、削除されたほうの生徒指導協議会の補助金についてもやはり今、各育友会の中に指導部会というのがあって、その指導部会だけが集まった活動というのは変わらず続いていると思うんですが、この補助金がなくなった経緯を教えてください。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>現在東部中学校に事務局があります生徒指導協議会に確認をいたしました。これは毎年補助金を受けているわけではなくて、何年かに1回補助金を申請して受けたという事実があります。今回、今後こういった補助金が活動に必要なかということを経査したときに、現在の予算措置の中で執行ができるということで、いわゆる定期的な補助金は今後も必要なかろうということで、今回整理しようとするものです。</p> <p>進路指導委員会につきましては、後程確認して報告させていただきます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>教員の研修経費等なのかP T Aも含めてなのかというご質問ですが、何か今わかることがあれば。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>詳細は確認中ですが、今回整理する意図は、毎年あるわけではなくても不定期にあるものは基本的に残し、今後、あまり申請の可能性がないもの、今の時点で見込みがないものは一旦削除しようというものでございます。今お尋ねの進路指導のほうも毎年ではなかったと思いますが、不定期にまだありそうというものは、残させていただいております。</p> <p>今回、一旦削除しても改めて同様の交付が必要という場合は、また交付要綱等定めつつ、予算確保とともに追加をさせていただくということで、必要なときに追加をし、事業が終われば一旦取り下げるとするのが市の補助金要綱の方針でございます。今回削除したら、将来にわたって交付する予定はないということではないという改正でございますので、補足いたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>よろしいですか。ほかにありませんか。ないようでしたら、また後ほど、説明をしていただけるということで、議案第16号については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは議案第16号、日田市補助金等交付規則第4条の規定による補助対象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告示の一部改正については原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第17号について説明をお願いします。</p>
<p>教 育 次 長</p>	<p>議案集の30ページをお願いいたします。議案第17号、日田市立学校職員の時間外在校等時間の上限に関する方針についてでございます。</p> <p>本案は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特</p>

<p>学校 教育 課 長</p>	<p>別措置法の一部改正並びに学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正に伴いまして、日田市立学校職員の時間外在校等時間の上限に関する方針を定めるものでございます。学校教育課から御説明を申し上げます。</p> <p>教職員の働き方改革につきましては、平成 30 年の 7 月に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、これらを踏まえ、平成 31 年の 1 月には、中教審の答申に基づき、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが策定されたところでございます。</p> <p>これらを踏まえ、平成 31 年度には具体的な方策が進められておりまして、令和 2 年 2 月に、いわゆる給特法の一部改正等が行われ、第 7 条には、「教職員の業務量の適切な管理等に関する指針の策定等」という項目がありまして、「文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、講ずべき措置に関する指針を定めるものとする」ということを踏まえて、今回の日田市立学校職員の時間外在校等時間の上限に関する方針を策定するものでございます。</p> <p>具体的な内容についてご説明申し上げます。議案集 31 ページを御覧ください。</p> <p>まず初めに、趣旨それから 2 番目に方針を示しております。方針の真ん中あたり、1 カ月の時間外在校等時間を 45 時間以内、1 年間の時間外在校等時間を 360 時間以内というのは、国の指針と同様の時間を定めております。</p> <p>2 ページを御覧ください 3 には方針における時間の考え方を載せております。(1) には、生徒の実習に関する業務、学校行事に関する業務、教職員会議に関する業務、非常災害等のやむを得ない場合の業務、いわゆる「超勤 4 項目」以外の業務を含めて、在校等の時間として勤務時間管理対象とするとしております。</p> <p>(2) には、時間外在校等時間の定義、(3) には外形的に把握できる時間を対象とすること、(4) には持ち帰り業務についての考え方を載せております。</p> <p>2 ページの下、基本的対策につきましては、特に本市におきましては、1 から 3 に示すような三つの視点から縮減を図っていくことに取り組むことを明記しております。</p> <p>3 ページには、IV にその三つの視点における具体的な取組内容を</p>
------------------	--

<p>教 育 長</p>	<p>示しております。</p> <p>なお、この方針は令和2年4月1日から適用としております。以上でございます。</p> <p>日田市立学校職員の時間外在校等時間の上限の方針についての説明でございます。これについては何か御質疑ございませんでしょうか。</p>
<p>木 下 委 員</p>	<p>これまで教職員の勤務時間につきましては、労基法の適用外ということで、過重労働の規制がなかったわけですが、今回、給特法の一部改正によりまして、1カ月、それから1年間の時間外勤務時間の上限が定められたということで、これまでネックとなっていた、法律と現場とのギャップが大幅に改善されるものであるというふうに思っております。</p> <p>しかしながら、仕事量につきましてはこれまで同様に変わることはないわけですし、恐らく、このままでは上限の時間をオーバーする先生方が非常に多いことと思います。もしオーバーした場合、処分等はないということのようですが、これが常態化してはいけないというふうに私は思いますので、これに対する防止策等の取組がありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。</p>
<p>学校 教育 課 長</p>	<p>まず全体的な時間外勤務の縮減につきましては、平成29年度に時間外勤務の縮減に関する検討委員会を設けて、それを踏まえて衛生委員会で具体策を提案しているところです。これについては、ガイドラインが策定された上でも継続して検討委員会を開催して、具体策に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>それから、これからはまず学校長が全ての職員の勤務時間等について、きちんと数値として管理すること、それから上限ラインを超えるということについての具体的な学校としての組織的な改善策をきちんと取り組むことが明記されますので、まずは学校長の中で組織的ないろんな改善を図っていきたいと思っております。</p> <p>加えて私どもは毎月、各学校の全ての勤務時間報告を受けますので、組織的に常に時間外勤務が総量的に多い学校であるとか、それから個人のものもわかりますので、個別的に非常に長いことがあれば、学校長をきちんと指導して上限を超えないと、法令で定められたんですから、これについては数値的な把握をして助言をしていきたいと考えております。</p>

<p>諫本教育長 職務代理者</p>	<p>なかなか難しいことだろうと思うけれど、大事なことなのでぜひ進めてもらいたいんですが、1カ月、1年の上限時間が出てますけれども、今の実態を説明いただければ。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>平成28年度から、11月のある2週間を切り取って、時間外勤務の調査を実施してまいりました。小学校においては、1カ月当たり換算した場合に、平成28年度が41.4時間、29年度が41.7時間、30年度が39.9時間、令和元年度が40.8時間ということで、平均的な上限ラインは何とかクリアしてるんですが、余り改善は進んでおりません。</p> <p>しかしながら中学校については、平成28年度が70.2時間、29年度が73.8時間、30年度については65.7時間、令和元年度につきましては、47.2時間というふうに出退勤で具体的に何時に出勤して何時に帰ったということが数値的に表れたことによって、まず本人の自覚が変わってきたというのが一つですね。それから管理職が客観的に数字で把握するようになったので、日々校長が昨日遅かったけど、どんな業務をしたのというふうに声をかけるようになりましたので、中学校においては部活が土日のどちらか1日というような規定を明確にしたことによって、令和元年度に大きく縮減をされていると考えております。</p> <p>しかしながらこれはあくまで平均値でございますので、当然80時間を超えた方もありますので、それについては平均値が下がればいいということではなくて、全ての教職員がそこにおさまるように、しっかり取り組んでいきたいと思っております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>よろしいですかね。ほかにございませんか。</p> <p>この方針については、令和2年度にこの方針に基づいて各学校で時間外勤務等の把握がなされるという説明でしたけど、年間を通しての時間外在校等時間が把握がされることで、御案内のとおり給特法のまとめ取り方式が、令和2年度中にいろいろ議論されて、令和3年度から実施されるということもありますので、また実態を把握しながら適切に時間外勤務の縮減が図られるようによろしく願います。ほかによろしいですか。</p> <p>それでは、議案第17号、日田市立学校職員の時間外在校等時間の上限に関する方針については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり。）</p> <p>それでは議案第17号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第18号について説明をお願いします。</p>

教 育 次 長	<p>議案集の 36 ページでございます。議案第 18 号、日田市学校運営協議会規則の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるものでございます。学校教育課から御説明を申し上げます。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>議案集 36 ページをお願いいたします。議案第 18 号、日田市学校運営協議会規則の一部改正についてでございます。今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条項ずれに対応するため、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>改正の内容につきましては、表の下線部分でございますが、日田市学校運営協議会規則の第 1 条中、「この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6 の規定に基づき」を「法律第 47 条の 5 の規定に基づき」に改めるものでございます。</p> <p>理由といたしましては、令和 2 年 4 月より、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、これまでの特別職の任用や臨時的任用の適正を確保するために、法改正がなされたことによるものです。</p> <p>具体的には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 3 県費負担教職員のうち非常勤講師の報酬等及び身分取り扱いの条が削除されたことにより、47 条の 6 が 5 にずれたものでございます。なおこの規則は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>議案第 18 号についての説明でございましたけれども、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。はい。では、議案第 18 号については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり。）</p> <p>議案第 18 号、日田市学校運営協議会規則の一部改正については原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、議案第 19 号について説明をお願いいたします。</p>
教 育 次 長	<p>議案集の 37 ページをお願いいたします。議案第 19 号、日田市立学校児童生徒特別支援学級就学援助規程の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は、特別支援学級就学援助費の支給対象者の拡充のため、支給対象者の規定を追加するほか所要の措置を講ずるものでございます。学校教育課から御説明を申し上げます。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>議案集 37 ページをお願いいたします。議案第 19 号、日田市立学校児童生徒特別支援学級就学援助規程の一部改正についてでございます。</p> <p>改正の理由といたしましては、これまでの規定では、就学援助を受けることのできる対象者が特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級指導教室に通級する児童に限られておりましたため、これに学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒、具体的には特別支援学校の就学が適当とされる児童生徒を追加することにより、就学援助の支給対象者を拡充しようとするものでございます。</p> <p>このため、規程の第 1 条に、左側改正後の下線部で示しておりますが、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童生徒を対象者として追加することとしております。</p> <p>38 ページを御覧ください。また、第 2 条以降の条文をわかりやすく整理するため、第 1 条に用語の定義を追加しております。続いて、39 ページを御覧ください。あわせて、通級指導教室に通級する児童生徒につきましては、通級に要する交通費のみが就学援助での支給対象となるところでございますが、現在の規定においてはその記載が明瞭ではなかったため、規定の第 4 条に項を追加し、その旨を明確にしようとするものでございます。</p> <p>なお、この規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>議案第 19 号についての説明でございますけれども、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>これまでは特別支援学級と通級教室に通う児童生徒が対象となっていたということですが、少し具体的に説明いただけますか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>議案集の 40 ページを御覧ください。真ん中あたりで【参考】として図式化がされております。今回、学校教育法施行令第 22 条の 3 というのが一番左側の上のほうにあると思います。現行の規定の対象者は、いわゆる特別支援学級に在籍するものとされておりました。真ん中あたりに特別支援学級の新設を県に要望というのが四角囲みであります。これまでは、小学校で特別支援学級が設置されていて、中学校に上がるときに、中学校でも支援学級の新設がかなっていたんですが、昨年、一昨年あたりから、新設に当たっては県の方で内規として 4 名以上の在籍が必要ということがあるものですから、そこに達しなければ新設がかなわない状況も</p>

	<p>現れてきました。</p> <p>そうすると障害の程度が変わらないのに学級が設置されなかったことによって、この援助費の対象から外れるということも想定されますので、ここについては法に基づいて、特別支援学校に就学が適するという障害の程度の児童生徒については支給の対象者としていこうということで改正をしたところでございます。</p>
永 山 委 員	<p>今回改正していただいて、それでもやっぱり仕組みから漏れてしまうこの真ん中の対象から外れてしまうこの方ですね、実際にはどこかに通級するような形になって行き場がないようなことにはならないっていうのはわかるんですけど、その範囲は交通費でしたか、何か補助の対象が非常に限定的になるというようなことで、それは実際に対象となる方と比べて、補助の金額に大きな差が出るものですか。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>実際には通級教室は、咸宜、日隈、桂林、光岡小に設置されております。基本的に隣接、最も近い学校の通級教室に通いますので、大きな差異はないんですが、例えば旧郡部から通った場合には当然その金額的な差が生じるかもしれませんが、行き来の時間等も踏まえてサポート職員、補助員を付けてといった補助的なことも踏まえて、通級指導に変わるような支援をしていく方向で考えておりますので、現在通級指導で交通費を支給されている児童生徒と大きな差異があるということはありません。</p>
教 育 長	<p>ほかにありませんでしょうか。それでは議案第 19 号は原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり。）</p> <p>議案第 19 号、日田市立学校児童生徒特別支援学級就学援助規程の一部改正については原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして議案第 20 号について説明をお願いします。</p>
教 育 次 長	<p>議案集の 42 ページをお願いいたします。議案第 20 号、豆田地区日田祇園山鉾収納庫用地の変更についてでございます。</p> <p>本案は豆田地区日田祇園山鉾収納庫用地につきまして、直接の利用者が限定的でございますことから、行政財産の用途を廃止し、財政課へ所管換えを行うものでございます。文化財保護課から御説明を申し上げます。</p>

文化財保護課長	<p>豆田地区日田祇園山鉾収納庫は、昨年 10 月末に完成し、その後、用地の整備を行っておるところでございます。本用地は現在、文化財保護課の所管となっておりますが、直接の利用者が限定的でありますことから、行政財産の用途を廃止し、財政課へ所管換えを行うものでございます。</p> <p>行政財産の用途を廃止し、所管換えを行う土地は、日田市港町 400 番の 1、485.21 平方メートルと日田市港町 400 番の 2、329.39 平方メートルの 2 筆でございます。</p> <p>議案集 43 ページの 2 番で、用途廃止の理由を記載しておりますが、当該土地は文化財保護課が購入を行い、豆田地区会への貸し付けを行っておりますが、直接の利用者は収納庫の管理に携わる者と旧慣により通行する近隣住民であることから、行政財産としての位置付けを廃止するものでございます。用途廃止及び所管換えは本委員会での可決をいただいた後の令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。</p> <p>44 ページに位置図と字図、45 ページに山鉾収納庫の配置図を掲載しております。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>議案第 20 号についての説明でございました。これについて何か御質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは議案第 20 号については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり。）</p> <p>議案第 20 号、豆田地区日田祇園山鉾収納庫用地の変更については原案のとおり、可決されました。</p> <p>続きまして議案第 21 号について説明をお願いします。</p>
教 育 次 長	<p>議案集の 46 ページをお願いいたします。議案第 21 号、日田市社会教育指導員の委嘱についてでございます。</p> <p>本案は、社会教育指導員の任期満了に伴い、日田市社会教育指導員に関する規則第 4 条に基づき、新たに指導員を委嘱するものでございます。人権・同和教育課から御説明を申し上げます。</p>
人権・同和教育課長	<p>本課に所属しております社会教育指導員につきましては、日田市内の小中学校を拠点としました保護者、それから地域への啓発活動の任務に当たっていただいております。名簿に記載の川野一美でございますけれども、市内小中学校の校長を歴任しておりますので、教育に対する指導力、見識を有しておりますので、再任をお願いするものでございます。47 ページに社会教育指導員に関する規則を掲載しております。以上でございます。</p>

<p>教 育 長</p>	<p>議案第 21 号、社会教育指導員の委嘱についてということでございますけれども、これについて何か御質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 21 号、日田市社会教育指導員の委嘱については原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり。）</p> <p>それでは議案第 21 号は原案のとおり可決されました。</p>
<p>学 校 教 育 課 長</p>	<p>議案集の 25 ページをお願いします。先ほど永山委員さんからお尋ねのあった進路指導委員会の組織に関する事で、正式には「日田市中学校進路指導委員会」ということになりますが、この委員会は県内各地の各郡市に、進路指導部会委員会というのがあって、その一つとなります。これは日田市のみではなく、日田市・玖珠郡の管内協議会も結成して、いわゆる両地区の進路指導に関する諸問題について、相互に連絡調整をしたり研修会をして進路指導の充実を図っております。市内においては、進学指導主任会と就職指導主任会の専門部会を持って、市内中学校の進学就職に関する進路指導を行っております。したがって、これは教職員の組織ということでもありますので、御報告をさせていただきます。以上です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>先ほどの御質問についての説明でございました。それでは議事は以上でございます。続きまして協議事項について説明を教育総務課よりお願いします。</p>
<p>書 記</p>	<p>議案集の 48 ページをお願いいたします。日田市高齢者保健福祉計画策定委員会委員の推薦についてということで、長寿福祉課から依頼がございましたので、御協議をお願いするものでございます。</p> <p>49 ページをお願いいたします。現在の第 7 期日田市高齢者保健福祉計画策定委員会委員の名簿でございます。現在は木下委員が御就任いただいておりますが、本年 3 月 31 日で任期満了となりますので、後任の委員の推薦を御協議いただくものでございます。</p> <p>50 ページをお願いいたします。委員会の所掌事務につきましては、設置要綱の第 2 条に規定をしておりますとおり、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定と進行管理に関する事でございまして、このうち令和 2 年度につきましては、第 8 期高齢者保健福祉計画の策定の年となっております。</p> <p>組織につきましては、第 3 条の規定のとおりで、このうち (1)</p>

	<p>の学識経験者として教育委員の方の中から推薦を依頼されているものでございます。</p> <p>任期につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。この件につきまして、委員の推薦について御協議をお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>日田市高齢者保健福祉計画策定委員会委員の推薦の依頼ということでございます。これまで木下委員さんに委員をしていただいておりましたが、どなたかご推薦いただけますか。</p>
諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者	<p>これまでの経緯とか内容のこともありますので、お忙しいでしょうけど、できれば木下委員をお願いしたいんですけども。</p>
教 育 長	<p>木下委員さんをお願いしたいという御意見をいただきましたが、皆様ほかにもございますか。木下委員さんいかがでしょうか。</p>
木 下 委 員	<p>お受けいたします。</p>
教 育 長	<p>それでは御了承いただきましたので木下委員を推薦したいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり。）</p> <p>それでは、そのようによろしくお願いいたします。</p> <p>それでは続きまして、報告事項にまいります。報告第6号について説明をお願いします。</p>
書 記	<p>議案集の51ページをお願いいたします。報告第6号、令和2年2月期寄附採納についてでございます。</p> <p>まず地区寄附の採納が1名1件でございます。源栄町の柳瀬裕之様から小野小学校へ香典返しとして2万円を御寄附いただいております。</p> <p>次に一般寄附の採納が、2団体1名、3件でございます。1件目が公益社団法人日田玖珠法人会日田支部長、佐竹亨様から市内各小学校の新1年生へ防犯ブザー487個、26万5,415円相当を御寄附いただいております。日田玖珠法人会様からは、平成21年度から毎年同様の御寄附をいただいております。</p> <p>2件目が一般財団法人井上家文化教育振興会理事長、井上邦子様から教職員研修費助成金として50万円を御寄附いただいております。井上家文化教育振興会様からは、昭和39年から継続してご寄附をいただいております。</p> <p>3件目が大鶴町の森山豪介様から咸宜園教育研究センターへ書籍</p>

<p>教 育 長</p>	<p>淡窓全集を御寄附いただいております。淡窓全集は、上中下の三巻からなる書籍で、上巻は大正 14 年、中巻は大正 15 年、下巻は昭和 2 年に日田郡教育会から発行されたものでございます。</p> <p>淡窓の思想の最も中心となります敬天について述べた「約言」や、自叙伝である懐旧楼筆記、淡窓が 32 歳から 75 歳まで付けていた「淡窓日記」ほかの日記類などが収められておりまして、現在は絶版となっているものでございます。咸宜園研究に役立てていただきたいとのことで、御寄附いただいたものでございます。</p> <p>2 月につきましては、以上 4 件、金額が 52 万円、物品相当額が 31 万 5,415 円、合計 83 万 5,415 円の御寄附をいただいております。</p> <p>報告第 6 号につきましては以上でございます。</p> <p>報告第 6 号でございましたけれども、これについて何か御質疑ございませんか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり。）</p> <p>それでは報告第 7 号について説明をお願いします。</p>
<p>文化財保護課長</p>	<p>報告第 7 号、行徳家住宅の休館日の変更について御説明いたします。議案集は 52 ページでございます。</p> <p>夜明関町にございます、国指定重要文化財の行徳家住宅は、近隣の高倉氏に管理と解説業務を委託しておりますが、受託者が高齢であり、体力面での不安をお持ちであることから、休館日の変更を行うものでございます。</p> <p>変更の内容は、これまでの休館日の月曜日と金曜日を水曜日、金曜日、日曜日にするものでございます。なお、11 月は例年多くの入館者が見られることから、現行どおりの月曜日と金曜日を休館日とします。変更する期間は令和 2 年度の 1 年間でございまして、その後、令和 3 年度から 4 年度は、保存修理事業のために休館とする予定でございます。周知については現地に掲示しながら、市のホームページでも行うこととしております。以上でございます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>報告第 7 号、行徳家住宅の休館日の変更について何かご質疑ございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり。）</p> <p>それでは報告第 8 号について説明をお願いします。</p>
<p>スポーツ振興課長</p>	<p>議案集の 53 ページをお願いいたします。報告第 8 号、鯛生スポーツセンター利用料金の改定についてでございます。</p> <p>指定管理者は市の条例で定める額を上限といたしまして、利用</p>

	<p>料金を教育委員会の承認をいただいて設定することとされておりますが、これまで鯛生スポーツセンターの指定管理者でございます一般財団法人中津江村地球財団では、平成 17 年の発足当時から、消費税以外の値上げを行わずに運営を行ってまいりました。</p> <p>しかしながら、平成 28 年度の熊本地震以降、利用者が減少いたしまして、新規顧客の確保や節水・省電力による光熱水費や消耗品等の削減など営業努力を行ってまいりましたが、経営が改善しない現状でございます。このために料金改定を行うものでございます。</p> <p>改定につきましては国公立の青少年自然の家等の近隣施設の利用料金を参考といたしまして、平均 12%の値上げを行い、これによりまして、平成 30 年度、令和元年度の利用実績に新料金を適用した場合には、全体で約 10%の収入増が見込まれております。1 例を挙げますと、高校生が 1 泊で 3 食を利用した場合、これまで 3,465 円であったものが 3,900 円で、435 円、12%アップという料金となります。改定日は令和 2 年 4 月 1 日を予定しております。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>報告第 8 号、鯛生スポーツセンター利用料金の改定についての説明でございました。これについて何か御質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり。）</p> <p>それでは、報告事項は以上でございます。</p> <p>それではその他についてお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>次回の定例教育委員会の日程についてでございます。4 月期定例教育委員会の日程につきましては、4 月 28 日の火曜日、13 時 30 分から勉強会、15 時から定例教育委員会をお願いしたいと思っております。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>4 月期の定例教育委員会は 4 月 28 日火曜日、13 時半から勉強会で 15 時から定例教育委員会ということで決定をしたいと思います。その他何かございますでしょうか。なければ、3 月の定例教育委員会をこれをもちまして閉会いたします。お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: right;">終了時刻：午後 4 時 2 0 分</p>